

【委託】NITE100周年記念誌および資料集の 制作

の一般競争入札（総合評価落札方式）に係る

入 札 説 明 書

（ 付 ・ 関 係 書 類 １ 式 ）

● 内 訳

入 札 説 明 書

入 札 心 得

契 約 書 （ 案 ）

実 施 計 画 書 様 式

提 案 書 受 理 票

仕 様 書

応 札 資 料 作 成 要 領

評 価 手 順 書

評 価 項 目 一 覧

秘 密 保 持 誓 約 書

提 案 書 雛 形

【参考1】NITEビジュアルアイデンティティマニュアル

【参考2】NITEストーリーおよび年表

【参考3】記念誌イメージ

委託費積算基準・事務処理

入 札 説 明 書

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の入札公告（令和 8 年 8 月 28 日付公告（令和 8 年 9 月 2 日訂正））に基づく「【委託】NITE100周年記念誌および資料集の制作」に係る入札については、会計法等関係法令及び機構の入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 【委託】NITE100周年記念誌および資料集の制作
- (2) 業務の内容 仕様書により別途指定する。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 6 月 30 日
- (4) 納入場所 独立行政法人製品評価技術基盤機構
東京都渋谷区西原 2-49-10
詳細は仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、一切の諸経費を含む総額とする。
なお、入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格者

- (1) 機構の契約規程第 7 条及び第 8 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 機構の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領若しくは国の各省各庁における競争参加資格審査により令和 7・8・9 年度【役務の提供等】「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であって、入札書の受領期限までに資格決定通知書の写しを提出した者
- (3) 当機構から指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 当機構の技術審査において採用し得ると判断した提案書を提出した者。
- (5) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務

この調達に参加を希望する者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、入札者の作成した提案書は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 入札書等の提出場所

- (1) 仕様及び契約条項を示す場所

<https://www.nite.go.jp/nite/chotatsu/nyuusatsu/nyusatsu.html>

当該資料は、予告なしに修正又は訂正する場合がある。その際は、当機構ホームページで資料の修正又は正誤表を公示する。

(2) 入札説明会の日時及び場所

1 回目：令和 8 年 9 月 4 日（金）11 時 00 分

（登録期限：令和 8 年 9 月 3 日（木）12 時 00 分）

2 回目：令和 8 年 9 月 16 日（水）11 時 00 分

（登録期限：令和 8 年 9 月 15 日（火）12 時 00 分）

上記日時に「MicrosoftTeams」を用いて行うので、参加希望者は、当機構財務・会計課契約担当（g-keiyaku@nite.go.jp）に対し、「【入札説明会参加希望】（案件名）」をメール件名とした上で連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を上記の登録期限までに登録すること。

(3) 提案書の作成、応札金額の価格の見積り等の作業に際し、事前に資料の提供を受けることができる。提供を希望する場合は、担当者に連絡すること。

連絡先 経営企画部経営企画課広報企画室 永瀧 綾乃

TEL 03-3481-6685 E-mail: koho@nite.go.jp

(4) 資格決定通知書の写し、入札書及び提案書の提出期限及び場所

令和 8 年 10 月 2 日（金）15 時 00 分 製品評価技術基盤機構

① 資格決定通知書の写し及び提案書の提出場所

期限までに電子メール等にて提出するものとする。

当機構 本館 2 階 財務・会計課 契約担当 E-mail: n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

② 入札書

期限までに原則、郵送等によるものとし、必着とする。

当機構 本館 2 階 財務・会計課 契約担当 TEL 03-3481-1932

(5) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 22 日（木）10 時 00 分 製品評価技術基盤機構

5. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

6. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

機構会計規程等に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると

認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

8. 入札保証金及び契約保証金 全 額 免 除
9. 契約書作成の要否 必 要
10. 落札者とならなかった入札通知
落札者の決定後、入札者全員に通知する。
11. 契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
独立行政法人製品評価技術基盤機構 経営企画部長 竹永 祥久
〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10
12. 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

製 品 評 価 技 術 基 盤 機 構 入 札 心 得

(趣 旨)

第1条 当機構の所掌する契約のうち、一般競争を行う場合において、入札者が知り、かつ、守らなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

- 第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び契約条項等添付書類を熟覧の上、入札しなければならない。
- 2 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 入札参加者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(入札の方法)

- 第4条 入札参加者は、別紙様式による入札書を郵送等により直接提出しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札書を封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、郵送等により提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出又は持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、当機構の契約規程第7条及び第8条に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないものを入札代理人とすることができない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 記名を欠く入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札
 - (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

- (8) 提案書等を提出することとされた入札にあっては、当該提案書等が機構の審査の結果採用されなかった入札
- (9) 入札受領期限までに到達しない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

- 第7条 委託契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について、相手方となるべき者の申込みに係る価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当者等が指定した日時、場所にて実施するヒアリング等(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。
- 2 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
 - 3 予定価格が1千万円以下の場合についても、落札後に契約履行が可能である旨の資料要求及びヒアリングを実施する場合がある。

(落札者の決定)

- 第8条 有効な入札を行った者のうち、総合評価点(当該仕様を超える技術に付与する技術評価点数及び予定価格の制限の範囲内の入札金額に付与する価格評価点数の合計値)の最も高い者を落札者とする。
- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
 - 3 前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格(総合評価点方式の場合は、最も高い総合評価点)をもって入札した者を落札者とするところがある。
 - 4 落札者は、本契約の名称、契約金額並びに商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(落札決定の取消し)

- 第9条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(再度入札)

- 第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、競争参加者又はその代理人の全てが立会いしている場合にあっては引き続き再度の入札を行う。その他の場合にあっては、契約担当職員等が定める日時において入札をする。

(同総合評価点の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第11条 落札者となるべき同総合評価点の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、

当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約書等の提出）

第12条 落札者は、委託契約責任者から交付された契約書の案に記名し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又委託は代表が署名することをもって代えることができる。）落札決定の日から7日以内に委託契約責任者に提出しなければならない。ただし、委託契約責任者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第13条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入札書

入札件名 【委託】NITE100周年記念誌および資料集の制作

入札金額
(税抜き)

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 経営企画部長 殿

入札説明書に従い、契約条項の内容及び貴機構入札心得を承認の上、上記金額によって入札いたします。

競争参加者 住 所

会 社 名

代表者名

代 理 人

(注) 金額は算用数字で表記し、あたまを¥で止めること。

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 経営企画部長 殿

[委任者] 住 所

会 社 名

代表者名

私は、製品評価技術基盤機構における「【委託】NITE100周年記念誌および資料集の制作」の入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

[受任者] 記

代 理 人

(注) 入札者が代理人である場合は、入札書に添付すること。